

はじめに

1. このしおりは、令和8年5月1日現在の情報により作成したものです。掲載されている内容に関しましては、今後、制度改正等により変更が生じることがあります。
2. 各項目の内容は概要となっておりますので、所得や年齢、障がい程度等により制度の利用に制限がある場合があります。詳細につきましては、各問い合わせ先や窓口までご連絡ください。
3. 各項目に記載したマークは次のことを表しています。

- 身・・・身体障がいのある方が対象
- 知・・・知的障がいのある方が対象
- 精・・・精神障がいのある方が対象
- 難・・・難病患者の方が対象

4. 「障害」の「害」表記について

このしおりは、従来用いられてきた「障害」の「害」という漢字について、その否定的なイメージから不快感を抱く方がいることに配慮し、こころのバリアフリーを推進するために「障害」の害の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法令名や法令、規則等に基づく法律用語、固有名詞については変更せず、引き続き「害」の字で表記しており、「害」と「がい」の字が混在する表現になっています。

平成28年1月1日より、障がい福祉のお手続きには個人番号が必要になりました。各項目に記載された手続きに必要なものと併せて、個人番号がわかるもの（通知カードやマイナンバーカードなど）をお持ちください。



〇●〇目次〇●〇

障がい程度別該当制度一覧	p. 1~2
1. 障がい者手帳	p. 3~5
身体障害者手帳	p. 3
療育手帳	p. 4
精神障害者保健福祉手帳	p. 5
利根町障害者手帳交付診断料補助金交付制度	p. 5
2. 災害・緊急時に備えて	p. 6~8
避難行動要支援者登録制度	p. 6
福祉避難所	p. 7
利根町災害時ストマ用装具保管事業	p. 7
FAXによる緊急通報（消防・救急）	p. 7
FAXによる緊急通報（警察）	p. 7
対話式メール110番	p. 8
NET119緊急通報システム	p. 8
3. 年金と手当	p. 9~13
障害基礎年金	p. 9
特別児童扶養手当	p. 9
特別障害者手当	p. 10
障害児福祉手当	p. 10
利根町在宅心身障害児福祉手当	p. 11
利根町重度心身障害者介護慰労金	p. 11
心身障害者扶養共済制度	p. 12
利根町難病療養者見舞金	p. 12
児童扶養手当	p. 13
4 保健と医療	p. 14~16
重度心身障がい者に対する医療福祉費支給制度（マル福）	p. 14
障がい認定による後期高齢者医療の受給資格	p. 14
自立支援医療（更生医療）	p. 15
自立支援医療（育成医療）	p. 15
自立支援医療（精神通院）	p. 16
指定難病特定医療費助成制度	p. 16
小児慢性特定疾病医療費助成制度	p. 16
5. 補装具及び日常生活用具	p. 17~20
補装具費の支給	p. 17
日常生活用具の給付	p. 17~20
6. 障害福祉サービスと障害児通所支援	p. 21~23
障害福祉サービス	p. 21~22
障害児通所支援	p. 23
7. 地域生活支援事業	p. 24~28
訪問入浴サービス	p. 24
中途失明者緊急生活訓練	p. 24
日中一時支援事業	p. 25
移動支援事業	p. 26
手話通訳者及び要約筆記者の派遣	p. 26
自動車改造費の助成	p. 27

自動車運転免許取得の助成	p. 27
身体障がい者補助犬（盲導犬，介助犬，聴導犬）の給付	p. 27
地域活動支援センター	p. 28

8. 在宅支援 p. 29～33

住宅リフォーム費の助成	p. 29
家事援助サービス	p. 29
送迎サービス	p. 29
福祉機器の貸し出し	p. 30
声の広報の配布	p. 30
日常生活自立支援事業	p. 30
生活福祉資金の貸付	p. 30
駐車禁止場所における駐車許可	p. 30
いばらき身障者等用駐車場利用証制度	p. 31
介護マーク	p. 31
NHK放送受信料の免除	p. 32
青い鳥郵便はがきの無料配布	p. 32
携帯電話料金の割引	p. 32
郵便による投票	p. 32
郵便料金の減免	p. 33
障害者歯科治療センター	p. 33
施設の利用率等の割引	p. 33

9. 交通機関の割引 p. 34～36

鉄道運賃の割引（JR, ひたちなか海浜鉄道, つくばエクスプレス）	p. 34
県内バス（路線）運賃の割引	p. 35
タクシー料金の割引	p. 35
有料道路通行料金の割引	p. 35
国内航空運賃の割引	p. 36
大洗カーフェリー運賃の割引	p. 36

10. 税の軽減等 p. 37～39

所得税・町県民税の所得控除	p. 37
町県民税の非課税	p. 37
自動車税・自動車取得税の減免	p. 38
軽自動車税の減免	p. 39

11. スポーツ・文化・イベント p. 40～41

12. 相談窓口 p. 42～45

13. 各種窓口 p. 46～49

巻末資料：緊急通報用FAX送信用紙
利根町ヘルプカード

障がい程度別該当制度一覧

		年金・手当							医療費			補装具	日常生活用具	在宅生活の支援									
		障害基礎年金	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	心身障害児福祉手当	介護慰労金	心身障害者扶養共済	難病療養者見舞金	医療福祉費（マル福）	更生・育成医療			精神通院	自動車改造費の助成	自動車免許取得助成	住宅リフォーム費の助成	駐車禁止除外	身障者等用駐車場利用証	NHK放送受信料免除			
所得制限の有無		○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○	×			
掲載ページ		9	9	10	10	11	11	12	12	14	15	16	17	17	27	27	29	30	31	32	32		
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○	△	○	○	△	○		○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○		
		2	○	△	△	○	△	○		○	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	
		3	○			○		○			○			○	△			△	△	○			
		4	△			△					○			○	△		○	△	△	○			
		5									○			○	△				△	○			
		6									○			○	△				△	○			
	視覚障がい	1	○	△	○	○	△	○		○	○		○	○				△	○	○	○	○	
		2	○		△	○	△	○		○	○		○	○				△	○	○	○	○	
		3	○			○		○			○		○	△				△	○	○	○	○	
		4									○		○	△				△	○	○	○	○	
		5									○		○	△						○	○	○	
		6									○		○	△						○	○	○	○
	聴覚又は平衡機能障がい	2	○	△	△	○	△	○		○	○		○	○				△	○	○	○	○	
		3	○			○		○			○		○	○				△	○	○	○	○	
		4									○		○	△					△	○	○	○	
		5									○		○	△					△	○	○	○	
		6									○		○	△						○	○	○	○
		6									○		○	△						○	○	○	○
	音声・言語・そしゃく	3	○			○		○			○		△	○						○			
		4									○			△						○			
		1	○	△	○	○	△	○		○	○			○				△	○	○	○	○	
		2	○			○	△	○		○	○			△				△	○	○	○	○	
	内部障がい	3	○			○		○		○	○			△				△	○	○			
		4								○	○			△					○	○			
①		○	△	○	○	△	○		○				△			○	△	○	○	○	○		
A		○		△	○	△	○		○				△				△	○	○	○	○		
療育手帳	B	○			○		○												○				
	C	△					○												○				
	1	○	△	△	○	△	△		○		○		△				△	○	○	○	○		
	2	○			○		△				○		△						○	○	○		
精神手帳	3	△			△		△				○		△						○	○	○		
	3	△			△		△				○		△						○	○	○		
難病患者等						△		○				○	○					○					

1. 障がい者手帳

○身体障害者手帳 身

身体に障がいのある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級（重度）から6級（軽度）まであります。一部の方には一定期間後に再判定（再交付申請）を受けていただくことがあります。

対象者	視覚, 聴覚・平衡機能, 音声・言語・そしゃく, 肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動障害）, 心臓, じん臓, 呼吸器, ぼうこう・直腸, 小腸, ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能, 肝臓に永続する障がいがある方
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

【手 続】

手続きの種類		写真	診断書	手帳
初めて交付申請するとき		2枚	○	
再 交 付 申 請	障がいの程度が変わったとき	1枚	○	○
	障がいが増加になったとき	1枚	○	○
	手帳を紛失したとき	1枚		
	手帳を破損したとき	1枚		○
変 更 届	住所が変わったとき（町内）			○
	氏名が変わったとき			○
	県内の他市町村から転入したとき			○
	保護者の情報が変わったとき （障がい者本人が15歳未満）			○
町外に転出するとき		転出先の障がい福祉担当窓口で手続きが必要です。		
死亡, 障がいに該当しなくなったとき				○

※写 真：タテ4cm×ヨコ3cmで、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの
写真用紙以外（普通紙、ポラロイド写真等）に印刷されたものは不可とします。

※診断書：所定の身体障害者診断書・意見書（福祉課の窓口で配布しています）で、県が指定する医師が作成したもの。ただし、記載されて3か月以内のものに限ります。

○療育手帳 知

知的障がいのある方が、様々な福祉サービスを受けやすくするための手帳です。障がいの程度により **Ⓐ** (最重度)、A (重度)、B (中度)、C (軽度) まであります。定められた時期に、再判定の手続きが必要です。

対 象 者		児童相談所または県福祉相談センターで知的障がいと判定された方
手 続	初めて申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所または県福祉相談センターへ判定の予約をしてください。(連絡先下記) ・ 判定の日に手帳の交付申請手続きをしてください。 ・ 写真 (1枚) をご用意ください。(タテ4cm×ヨコ3cm)
	再判定の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の判定年月までに、下記へ再判定の予約をしてください 当日は療育手帳をご用意ください。
窓 口		<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者が満18歳未満の場合 土浦児童相談所 電話:029-821-4595 ・ 対象者が満18歳以上の場合 茨城県福祉相談センター 電話:029-221-0800

【上記以外の手続】 窓口:利根町役場福祉課 障害福祉係

手続きの種類		写真	手帳
他都道府県から転入したとき (茨城県の手帳を交付申請)		1枚	○
再 申 請 交 付	手帳を紛失したとき	1枚	
	手帳を破損したとき	1枚	○
	記載欄余白がなくなったとき	1枚	○
変 更 届	住所が変わったとき (町内)		○
	氏名が変わったとき		○
	保護者の情報が変わったとき		○
	県内の他市町村から転入したとき		○
町外に転出したとき		転出先の障がい福祉担当窓口で手続きが必要です。	
死亡、障がいに該当しなくなったとき			○

※写真：タテ4cm×ヨコ3cmで、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの
写真用紙以外(普通紙、ポラロイド写真等)に印刷されたものは不可とします。

○精神障害者保健福祉手帳 精

精神の疾患等により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度により1級（重度）から3級（軽度）まであります。2年毎に、更新の手続きが必要です。

対象者	精神の疾患等により日常生活または社会生活に制約のある方
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

【手続】

手続きの種類		写真	診断書	障害年金証書等	手帳
初めて申請するとき		1枚	(○) または	(○)	
更新するとき		1枚	(○) または	(○)	○
障がいの程度が変わったとき					
他都道府県から転入したとき(茨城県の手帳を交付申請)		1枚			○
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚			
	手帳を破損したとき	1枚			○
変更届	住所が変わったとき(町内)				○
	氏名が変わったとき				○
	県内の他市町村から転入したとき				○
町外に転出したとき		転出先の障がい福祉担当窓口で手続きが必要です。			
死亡、障がいに該当しなくなったとき					○

※写真：タテ4cm×ヨコ3cmで、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの
写真用紙以外(普通紙、ポラロイド写真等)に印刷されたものは不可とします。

※診断書：所定の診断書の様式で、初診日から6か月経過後に作成されたもの(窓口配布しています。)。ただし、作成年月日から3か月以内のものに限ります。

※年金証書等：精神の障がいを理由に年金が支給されている場合、年金証書等の写しなど(氏名及び年金証書番号が記載されている書類)を診断書の代わりとして申請に使用することができます。

○利根町障害者手帳交付診断料補助金交付制度 身・精

身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を取得するために必要な医師の診断書にかかる料金を助成します(初回1回のみ)。金額の限度額は2,500円で、診断書料が2,500円以下であった場合には相当額が交付されます。

対象者	身体障害者手帳または精神保健福祉手帳を初めて申請する方
手続	手帳の申請時に併せて申請してください。診断書料の領収書、振込先口座のわかるもの(通帳、カード)が必要です。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

2. 災害・緊急時に備えて

○避難行動要支援者登録制度 身・知・精

一人暮らしの高齢者や重度の障がいのある方など、日常生活のなかで手助けを必要とする人の名簿を作成し、災害時に備えて地域における避難体制づくりを行います。

対 象 者	日常的に周囲の支援を必要とする方。災害が起きた時に自分ひとりで移動することや情報を得ることが難しく、避難するために何らかの手助けが必要となる方 ・ 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方（登録を希望する方） ・ 介護保険の認定を受けている方（要介護3・4・5の認定を受けた方） ・ 身体障害者手帳を所持している方（総合等級が1級・2級の認定を受けた方） ・ 療育手帳を所持している方 ・ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ・ その他、災害時に支援を必要とする方
ポ イ ン ト	①制度を利用したい方は事前（平常時）に申請をしてください。 ②ご近所の方などで災害時にあなたを支援してくれる人（避難支援者※）を決めて、名簿に載せてもいいかの同意を得てください。 ③申請の際に、申請した情報を民生委員さんなどに提供することについて同意していただきます。 ④支援者の方には、日頃の声かけや、いざというときの安否確認、避難の手助けをお願いします。ただし、できる範囲での支援であり、責任を伴うものではありません。
手 続	お住まいの地区の民生委員、もしくは下記まで申請書を提出してください。
窓 口	利根町役場福祉課 社会福祉係

※避難支援者について

「避難支援者」として一番望ましいのはあなたの近隣の人です。
地域の民生委員もそれぞれの受け持つ区域が広いため、災害時には一人ひとり手助けをすることはできません。

・いざという時のために

災害が起きた時に頼りになり、また、助け合っていくことができるのは、近隣の人です。「支援をお願いするかどうか」だけでなく、普段から気軽に話せる関係をつくるといった心がけも重要です。

・個人情報の取り扱い

登録していただいた個人情報については、行政内及び支援組織内において適正に管理し、申し込まれた方の安否確認及び避難支援以外の目的には使用しません。

○福祉避難所 **身・知・精**

災害時に、介助や配慮の必要な方（高齢者の方、障がいのある方）のために設置する避難所です。利根町では、利根町保健福祉センターに設置します。

利根町保健福祉センター	利根町下曾根 221-1 電話:0297-68-8291
-------------	------------------------------

○利根町災害時ストマ用装具保管事業 **身**

災害時、避難所等に避難した際に、手持ちのストマ用装具がなくなることに備えて、普段使用している装具を平常時から役場に預けておくことができます。

対象者	町内在住でストマ用装具を使用されている方
手続	ストマ用装具（1週間分程度）を密封できるビニール袋に入れて下記までお持ちください。
窓口	福祉課 障害福祉係

○FAXによる緊急通報（消防・救急） **身**

聴覚や言語に障がいのある方や、病気などで急に言葉が話せなくなった場合は、自宅のファクシミリから「(局番なし) 119」することで消防署へ通報することができます。
※参考様式を巻末に収録していますので事前に確認してください。

問い合わせ	稲敷広域消防本部 通信指令課 電話:0297-64-0123 FAX:0297-64-1241
-------	----------------------------------------------------

○FAXによる緊急通報（警察） **身**

聴覚や言語に障がいのある方が、事件や事故にあったとき、自宅のファクシミリから「#7412」もしくは「029-301-6110」にダイヤルすることで警察へ通報できます。

通報に際しての記載内容のポイント	①事件ですか？事故ですか？ ②それはいつですか？ ③場所はどこですか？ ④現場はどうなっていますか？ ⑤ご自身のお名前、住所、電話番号
注意	・茨城県内で発生した事件や事故の場合に利用してください。 ・文字ははっきりした分かりやすい字で書いてください。 ・FAX110番の利用には電話料金がかかります。
問い合わせ	茨城県警察本部 通信指令課 電話:029-301-0110 FAX:029-301-6110

○対話式メール110番 身

聴覚や言語に障がいを持つ方が、茨城県内の外出先などで事件や事故にあったときに、携帯電話などを利用して文字を送信することで警察へ緊急通報できます。

利用できる携帯電話等	<ul style="list-style-type: none"> ・各携帯電話会社のスマートフォン ・インターネットに接続可能なフィーチャーフォン ・パソコン <p>※ スマートフォンはiOSやAndroidなどの基本ソフト（OS）を搭載した携帯電話</p>
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・GPS機能付携帯電話であれば、通報とあわせて位置情報を通知することで、おおよその通報場所がわかります。 ・カメラ付携帯電話であれば、撮影した画像を送ることができます。通報する前に撮影してください。
利用に際しての注意	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県内で発生した事件や事故に利用ください。 ・インターネット接続料金がかかります。
手 続	特にありませんが、通報用のURLを事前に携帯電話に保存しておくとう便利です。
問い合わせ	茨城県警察本部 通信指令課 電話:029-301-0110 FAX:029-301-6110

【アドレス（URL）】 <http://ibaraki110.jp/>

QRコード



【練習用（URL）】 <http://ibaraki110.jp/tr/>

○NET119緊急通報システム 身

聴覚機能や言語機能に障がいのある方が、緊急時にスマートフォンや携帯電話を使い、素早く119番通報をすることができる事前登録制のサービスです。

対 象 者	町内在住で聴覚・言語機能等に障がいのある方
手 続	身体障害者手帳、携帯電話・スマートフォン（インターネット及びメール機能を有するもの）
注 意	携帯電話等の受信拒否設定をしている場合は、メールの受信ができるよう設定の変更をお願いします。手続きにIDやパスワードが必要な場合がありますので、あらかじめ確認をしておいてください。
窓 口	福祉課 障害福祉係

3. 年金と手当

○障害基礎年金 身・知・精・難

障害基礎年金は、国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）、又は、20歳前に初診日のある、法に定める障がいの状態になった時に支給されます。ただし国民年金に加入中の場合は、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付もしくは免除されていること、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

年金の額	1級	昭和31年4月1日生まれの方まで 年額1,056,125円※ 昭和31年4月1日以降に生まれた方 年額1,059,125円※
	2級	昭和31年4月1日生まれの方まで 年額844,900円※ 昭和31年4月1日以降に生まれた方 年額847,300円※
支給方法	2・4・6・8・10・12月の6回に分けて振り込まれます。	
窓口	利根町役場保険年金課 医療年金係	
備考	※障害基礎年金を受ける方に子ども（18歳になった後の最初の3月31日までの子、20歳未満で障害等級1級または2級の障がいの状態にある子）がいる場合に、第2子までは1人につき、年額243,800円、第3子以降は1人につき年額81,300円が加算されます。 (令和8年4月1日現在の額となります。)	

○特別児童扶養手当 身・知・精

精神、知的または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に支給されます。

	対象の障がいの目安	支給額	支給方法
1級	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級～2級（内部障害【心臓機能障害、腎臓機能障害など】は例外があります） 療育手帳①, A 精神障害者保健福祉手帳1級 	月額 58,450円	年3回 4・8・11月に 受給者名義の口座に振り込まれます。
2級	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級（内部障害【心臓機能障害、腎臓機能障害など】は例外があります） 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2級 	月額 38,930円	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> 児童が児童福祉施設等に入所している場合 児童が障がいによる公的年金を受給できる場合 前年の所得が一定額以上の場合 		
手続	障がい者手帳、住民票（世帯全員）、戸籍謄本、診断書、申請者名義の預金通帳等の写し、個人番号が確認できるものを下記までお持ちください。		
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係		

○特別障害者手当 身・知・精

身体・知的・精神の障がいがあるため日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。

対 象 者	支 給 額	支 給 方 法
身体・知的・精神の障がいがあるため日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方	月額 30,450円	年4回 2・5・8・11月に受給者名義の口座に振り込まれます。
支給制限	下記の場合は支給停止となります。 ・福祉施設等に入所している場合 （グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など一部施設は在宅扱い） ・病院等に3か月を超えて入院している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合	
手 続	障がい者手帳（所持している方）、住民票（世帯全員）、戸籍謄本、診断書、申請者名義の預金通帳等の写し、公的年金を受給している方は年金番号が確認できる書類（年金証書等）、個人番号が確認できるものを下記までお持ちください。	
窓 口	利根町役場福祉課 障害福祉係	

○障害児福祉手当 身・知・精

身体・知的・精神の障がいがあるため日常生活において常に介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

対 象 者	支 給 額	支 給 方 法
身体・知的・精神の障がいがあるため日常生活において常に介護を必要とする在宅の20歳未満の方	月額 16,560円	年4回 2・5・8・11月に受給者名義の口座振り込まれます。
支給制限	下記の場合は支給停止となります。 ・障害を支給事由とする年金を受給できる場合 ・福祉施設等に入所している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合	
手 続	障がい者手帳（所持している方）、住民票（世帯全員）、戸籍謄本、診断書、申請者名義の預金通帳等の写し、個人番号が確認できるものを下記までお持ちください。	
窓 口	利根町役場福祉課 障害福祉係	

○利根町在宅心身障害児福祉手当

身・知・精

障がいを持つ20歳未満の児童で障害児福祉手当（p.10）には該当しない児童を家庭で養育している保護者に支給されます。

対象の障がいの目安	支給額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級 ・身体障害者手帳<下肢障がい>の4級 ・療育手帳④, A, B ・精神障害者保健福祉手帳1～2級 	月額 3,000円	年3回 4・8・12月に受給者名義の口座振り込まれます。
支給制限	下記の場合は支給停止となります。 ・対象児童が障害児福祉手当を受給している場合 ・福祉施設等に入所している場合	
手続	障がい者手帳, 申請者名義の預金通帳等の写しを下記までお持ちください。	
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係	

○利根町重度心身障害者介護慰労金

身・知・精・難

在宅の重度心身障がい者を介護している方に支給します。

支給の対象となる障がい者の方（難病含む）	支給額	支給方法
4月1日に町内在住の方で、 ・身体障害者手帳1～2級 ・療育手帳④, A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・小児慢性特定疾患医療受給者または指定難病特定医療費受給者のうち、常時臥床の常態にある方または、常時臥床はしていないが、食事、排便、寝起き等、日常生活の用の大半を他の介助によらなければならない状態にあると認められる方	年額 40,000円	年1回 9月に受給者名義の口座に振り込まれます。
支給制限	支給の対象となる障がい者の方が下記に当てはまる場合は支給されません。 ・毎年基準日（4月1日）から起算して過去1年間に、障害福祉サービスを利用している場合や90日を超えて入院している場合 ・施設に入所している場合 ・4月1日に利根町在住であっても、申請時期までに町外へ転出された場合	
手続	障がい者手帳, 介護者名義の預金通帳等の写しを下記までお持ちください。	
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係	
備考	毎年7月～8月に申請を受け付けています。	

○心身障害者扶養共済制度

身・知・精

心身に障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定の年金が給付される制度です。

加入できる方の条件	町内に住所を有する健康状態に問題のない65歳未満の方で、次に掲げる障がいのある方を扶養している方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳①～C ・精神又は身体に永続的な障害のある方で、その障害程度が上記と同程度と認められる方 ※障がいのある方に対して、加入できる保護者は1人です。
掛金（月額）	1口9,300円～23,300円（加入者の年齢に応じて金額が異なります。） ※2口まで加入できます。2口加入の場合は掛金が倍額になります。
給付金	加入者が死亡または重度障がいとなったときは、1口につき、月20,000円の年金が支給されます。また、子が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。（加入1年未満支給なし） なお、給付金（脱退一時金を除く）について、所得税はかかりません。
手続	住民票（保護者、障がい児（者）、年金管理者）、障がい者手帳、印鑑、加入等申込書、障害証明書、申込者告知書、年金管理者指定届書を下記までお持ちください。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

○利根町難病療養者見舞金

難

利根町に6ヶ月以上居住する難病患者等に支給します。

対象者	支給額	支給方法
茨城県が発行した指定難病特定医療費給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けた方で、町民税が非課税の方	年額 20,000円	年1回 受給者もしくは保護者の口座に振り込まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規申請時は申請月の翌月 ・2年目以降 毎年12月
支給制限	下記の場合は支給停止となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による被保護世帯に属している場合 ・現況届を提出しない場合 	
手続	茨城県が発行した指定難病特定医療費給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証、本人もしくは保護者名義の預金通帳等の写しを下記までお持ちください。	
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係	

○児童扶養手当

父母の離婚や死亡などにより父親と生計をともにしていない児童の母，父母の離婚や死亡などにより母親と生計をともにしていない児童の父，あるいは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

※父親（母親）に重度の障がい（国民年金の障がい等級 1 級程度）がある場合も対象になる可能性があります。

支給の対象となる児童	支給金額		支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 父または母が死亡した児童 ・ 父または母が政令で定める障害の状態にある児童 ・ 父または母の生死が明らかでない児童 ・ 父または母が 1 年以上遺棄している児童 ・ 父または母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童 ・ 父または母が 1 年以上拘禁されている児童 ・ 母の婚姻によらないで生まれた児童 ・ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 	対象児童数	全部支給	年 6 回 奇数月 (口座振込)
	1 人	全部支給 月額 48,050 円	
		一部支給 月額 48,040 円 ～ 11,340 円	
	2 人	全部支給 月額 59,400 円	
		一部支給 月額 59,380 円 ～ 17,020 円	
	3 人以降	上記金額に 1 人当たり全部支給で 11,340 円，一部支給で 11,340～5,680 円（所得に応じて決定）が加算されます。	
<p>受給資格者，その配偶者又は同居（同住所地で世帯分離している世帯を含みます）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得がそれぞれ所得制限限度額以上であるときは，その年度（1 1 月から翌年の 1 0 月まで）の手当の一部又は全部の支給が制限されます。</p>			
窓 口	利根町役場子育て支援課 子ども福祉係		



手当の支給額は R8.4.1 現在のものです。今後変更になる場合があります。

また，各種手当等の受給には全て手続きが必要です。該当と思われる方は各窓口までご相談ください。

4. 保健と医療

○重度心身障がい者に対する医療福祉費支給制度（マル福）

身・知・精

病院などで診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級～2 級または内部障がいの 3 級 ・療育手帳㊤, A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・国民年金等の障害年金 1 級を受給している方 ・身体障害者手帳 4 級かつ I Q 5 0 以下 ・身体障害者手帳 3 級又は 4 級かつ精神障害者保健福祉手帳 2 級 ・精神障害者保健福祉手帳 2 級かつ I Q 5 0 以下 <p>※ 6 5 歳以上の方で障がい認定による後期高齢者医療の受給資格所得要件を満たす方は後期高齢者医療に加入していただくことが要件となります。</p>
所得制限	前年の所得が一定額以上の場合は助成の対象外となります。
手続	手帳または障がい状態を明らかにする書類（年金証書等）、健康保険の情報がわかるもの、口座番号のわかるもの（通帳等）を下記までお持ちください。
窓口	利根町役場保険年金課 医療年金係
備考	※ 県外の病院での受診や補装具購入等の場合は一時立替払いをし、後日領収書等を添付の上、申請してください。

○障がい認定による後期高齢者医療の受給資格

身・知・精

一定の障がい程度にある 6 5 歳以上 7 5 歳未満の方は、後期高齢者医療制度により、所得の状況に応じて医療費の自己負担分が軽減されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 ～ 3 級 ・身体障害者手帳 4 級のうち音声言語機能障がい、※下肢機能障がいの一部の方 ・療育手帳㊤, A ・精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級 ・国民年金法における障害年金 1 ～ 2 級の方
手続	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳または障がい状態を明らかにする書類（年金証書等）、健康保険の情報がわかるものを下記までお持ちください。 ・上記に定める障害の状態に該当しなくなった場合は、資格喪失の手続きが必要です。
窓口	利根町保険年金課 後期医療係
備考	<p>※下肢障害 4 級の一部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両下肢の全ての指を欠くもの ・一下肢を下肢の 1 / 2 以上を欠くもの ・一下肢の機能の著しい障害

○自立支援医療（更生医療） 身

障がいの程度を軽くしたり、残された機能を回復することを目的とした手術等を受ける場合、必要な医療費を公費で負担します。

対 象 者	身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で角膜、関節形成、心臓手術、人工透析、外耳道形成などの手術を受ける方のうち、医療によりその障害を取り除く、あるいは軽減できると判断された方 ※医療の内容が身体障害者手帳に記載されている障害名と合致していることが必要です。
対 象 医 療 の 例	角膜移植術、形成術、人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、中心静脈栄養法、抗HIV療法など
費 用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし負担が重くなりすぎないように所得に応じて自己負担の上限額が設定されます。
手 続	身体障害者手帳、マイナンバーカード、資格確認証(マイナンバーカードを持っていない・保険証の利用登録していない場合)、指定自立支援医療機関が作成した意見書を下記までお持ちください。
窓 口	利根町役場福祉課 障害福祉係

○自立支援医療（育成医療） 身

身体に障がいや疾病のある児童に対し、将来生活していくために必要な能力と機能を持たせるため、必要な医療費を公費で負担します。

対 象 者	18歳未満で下記の疾病に該当する児童 ※視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・その他内臓疾患 等
対 象 医 療 の 例	形成術、歯列矯正、関節形成術、尿道形成など
費 用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし負担が重くなりすぎないように所得に応じて自己負担の上限額が設定されます。
手 続	マイナンバーカード、資格確認証(マイナンバーカードを持っていない・保険証の利用登録していない場合)、指定自立支援医療機関が作成した意見書を下記までお持ちください。
窓 口	利根町役場福祉課 障害福祉係

○自立支援医療（精神通院） 精

精神疾患の治療のために医療機関へ通院する場合の医療費を公費で負担します。

対象者	精神疾患により通院医療を受けている方
対象医療の例	外来，外来での投薬，デイケア，訪問看護
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし負担が重くなりすぎないように所得に応じて自己負担の上限額が設定されます。
手続	マイナンバーカード，資格確認証（マイナンバーカードを持っていない・保険証の利用登録していない場合），指定自立支援医療機関が作成した診断書，障害年金受給者は年金の支払額がわかるものを下記までお持ちください。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

○指定難病特定医療費助成制度 難

長期慢性的であり多大の経済的負担を強いられる難病患者の方に医療費の自己負担分を公費で負担します。（令和8年4月現在 348疾病対象）

窓口	竜ヶ崎保健所 健康増進課	電話:0297-62-2172	FAX:0297-64-2693
----	--------------	-----------------	------------------

○小児慢性特定疾病医療費助成制度 難

小児慢性特定疾病医療費の支給対象となる疾病について，医療費の患者自己負担分の一部を公費で負担します。（令和8年4月現在 801疾病対象）

対象者	対象疾病にかかっている児童（18歳に満たない者）または児童以外の満20歳に満たない者（ただし，児童以外の満20歳に満たない者については，満18歳に達する日前から引き続き小児慢性特定疾病医療支援を受けている者に限る）		
窓口	竜ヶ崎保健所 健康増進課	電話:0297-62-2172	FAX:0297-64-2693

5. 補装具及び日常生活用具

○補装具費の支給 身・難

身体障がい者（児）及び難病患者等の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入または修理に係る費用の一部または全部を公費で負担します。

※購入・修理の前に申請が必要です。

対象者	身体障害者手帳を持っている方及び難病患者の方（ただし所得によっては対象にならない場合もあります。）
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし負担が重くなりすぎないように所得に応じて自己負担の上限額が設定されます。
手続	身体障害者手帳または難病を証明する書類、医師意見書、見積書を下記までお持ちください。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

<補装具の種類>

障害名	種類
肢体不自由	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ（一本杖を除く）
視覚障がい	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚・言語障がい	補聴器
肢体不自由かつ言語障がい	重度障害者用意思伝達装置

○日常生活用具の給付 身・知・精・難

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

※購入・修理の前に申請が必要です。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方及び難病患者の方
費用	基準額の1割が原則として自己負担となります。基準額を超過して差額が発生した場合には、差額の全額も自己負担となります。ただし負担が重くなりすぎないように所得に応じて自己負担の上限額が設定されます。
手続	障がい者手帳または難病を証明する書類を下記までお持ちください。

〈日常生活用具の種類〉

種目	品目	対象者 ※等級は個別等級	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢または体幹機能障がい2級以上の方	154,000円	8年
	特殊マット	・下肢または体幹機能障がい1級で原則として3歳以上の常時介護を要する方 ・療育手帳A以上で原則として3歳以上の常時介護を要する方	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢または体幹機能障がい1級で原則として学齢児以上の常時介護を要する方	67,000円	5年
	入浴担架	下肢または体幹機能障がい2級で原則として3歳以上の方（入浴にあたり家族等他人の介助を要する方に限る）	82,400円	5年
	体位変換器	下肢または体幹機能障がい2級以上で原則として学齢児以上の方（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する方に限る）	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢または体幹機能障がい2級以上で原則として3歳以上の方	159,000円	4年
	訓練いす	下肢または体幹機能障がい2級以上で原則として3歳以上18歳未満の方	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢または体幹機能障がい2級以上で原則として学齢児以上の方	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢または体幹機能障がいで原則として3歳以上の入浴に介助を要する方	90,000円	8年
	便器	下肢または体幹機能障がい2級以上で原則として学齢児以上の方	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい3級以上で原則として学齢児以上の方	4,460円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいで家庭内の移動等において介助を必要とする方	60,000円	8年
	頭部保護帽	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいで、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある方 ・療育手帳A以上または精神障がい者等で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する恐れのある方	スポンジ及び革製 15,200円 スポンジ、革及びプラスチック製 36,750円	3年
特殊便器	・上肢障がい2級以上で原則として学齢児以上の方（訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な方に限る） ・療育手帳A以上で原則として学齢児以上の方（訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な方に限る）	151,200円	8年	

種目	品目	対象者 ※等級は個別等級	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	火災報知機	・身体障害者手帳の障がい等級が2級以上	15,500円	8年
	自動消火器	・療育手帳A以上 上記のいずれかを満たし、それぞれ火災発生 の感知及び避難が著しく困難な方の みの世帯に属する方	28,700円	
	電磁調理器	・視覚障がい2級以上の者で盲人のみの 世帯及びこれに準ずる世帯に属する方 ・療育手帳A以上で知的障がい者のみの 世帯及びこれに準ずる世帯に属する方	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障がい2級以上で原則として学齢児 以上の方	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信 号装置	聴覚障がい2級の方で聴覚障がい者のみ の世帯またはこれに準ずる世帯に属する 方	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上で原則として 3歳以上の方	51,500円	5年
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上の者又は同程 度の身体障害を持つ者が必要と認められ ている方	36,000円	5年
	電気式たん吸引器		56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行って いる方	17,000円	10年
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい2級以上で盲人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯に属する方(学齢児 以上の方に限る)	9,000円	5年
	盲人用体重計		18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測 定器(パルスオキシメ ーター)	人工呼吸器の装着を必要とする方	157,500円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・肢体不自由者(児)であって発声・発語 に著しい障がいをもつ、原則として学 齢児以上の方 ・音声または言語機能障がいをもつ、原 則として学齢児以上の方	98,000円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害2級以上	100,000円	5年
	点字器	視覚障がい2級以上で原則として学齢児 以上の方	10,400円	標準型 7年 携帯型 5年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上で就労もしくは就学 している方または就労が見込まれる方	63,100円	5年
	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上で原則として学齢児 以上の方	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年

	視覚障がい者用 拡大読書器	視覚障がい者で本装置により文字等を読むことが可能になる方（原則として学齢児以上の方）	198,000 円	8 年
--	------------------	--------------------------------------------	-----------	-----

種目	品目	対象者 ※等級は個別等級	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	盲人用時計	視覚障がい2級以上で原則として学齢児以上の方 音声時計は原則として手指に障がいがあるなどの理由により触読式時計の使用が困難な方に限る	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	10 年
	聴覚障がい者用 通信装置	聴覚障がいまたは発声発語に著しい障がい を有するために、コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として給付の必要があ ると認められる方（原則として学齢児以 上の方に限る）	71,000 円	5 年
	聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者で本装置によりテレビの視 聴が可能になる方	88,900 円	6 年
	人工喉頭	咽頭摘出者（埋込型用人工鼻については、 常時埋込型の人工咽頭を使用する方に限 る。）	笛式 5,000 円 電動式 70,100 円 埋込型用 人工鼻 23,760 円	笛式 4 年 電動式 5 年 埋込型用 人工鼻 -
	福祉電話（貸与）	聴覚、音声機能若しくは言語機能に障がい を有する方または外出困難な方（原則とし て身体障害者手帳2級以上）であって、コ ミュニケーション、緊急連絡等の手段とし て給付の必要があると認められる方（障が い者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 に属する方に限る）	83,300 円	-
	ファックス（貸与）	聴覚または音声機能もしくは言語機能障 がい3級以上の方であって、コミュニケー ション、緊急連絡等の手段として必要性が 認められる方（電話、福祉電話によるコ ミュニケーション等が困難な方のみの世帯 及びこれに準ずる世帯に属する方に限る	7,700 円	-
	点字図書	視覚障がいを有する方で、主に情報の入手 を点字に頼っている方	点字図書の 購入に相当 する額	-
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	人工肛門または人工ぼうこう造設者	消化器系装具 10,000 円 尿路系装具 12,000 円	-
	紙おむつ等（紙おむつ、 洗腸用具、サラシ・ガー ゼ等衛生用品）	・ストーマの著しい変形等によりストーマ 用装具の使用が困難な方 ・3歳以上の方で高度の排便もしくは排尿 機能障害の方 ・脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	12,000 円	-

	収尿器	高度の排尿機能障がい有する方	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年
--	-----	----------------	--------------------------------------------------------------------------------	----

6. 障害福祉サービスと障害児通所支援

○障害福祉サービス 身・知・精・難

障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。介護給付と訓練等給付で利用の際の手続きの流れが異なります。※介護保険対象者の方は介護保険の利用が優先されます。

対象者	障がい者手帳，自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方，難病患者の方
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定などにより，負担が重くなりすぎないようにしています。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

<サービスの種類>

訪問系サービス・・・自宅での生活を支援するサービスです。

サービス名		内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴，排せつ，食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり，常に介護が必要な人に，自宅で入浴，排せつ，食事の介助，外出時における移動支援などを総合的に行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも必要な介護の程度が著しく高い方に居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより，移動が著しく困難な人に，移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む），移動の援護等の外出の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに，危険を回避するために必要な援助などの外出支援を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに，短期間，夜間も含め施設で，入浴，排せつ，食事の介護等を行います。

日中活動系サービス・・・施設で昼間の活動を支援するサービスです。

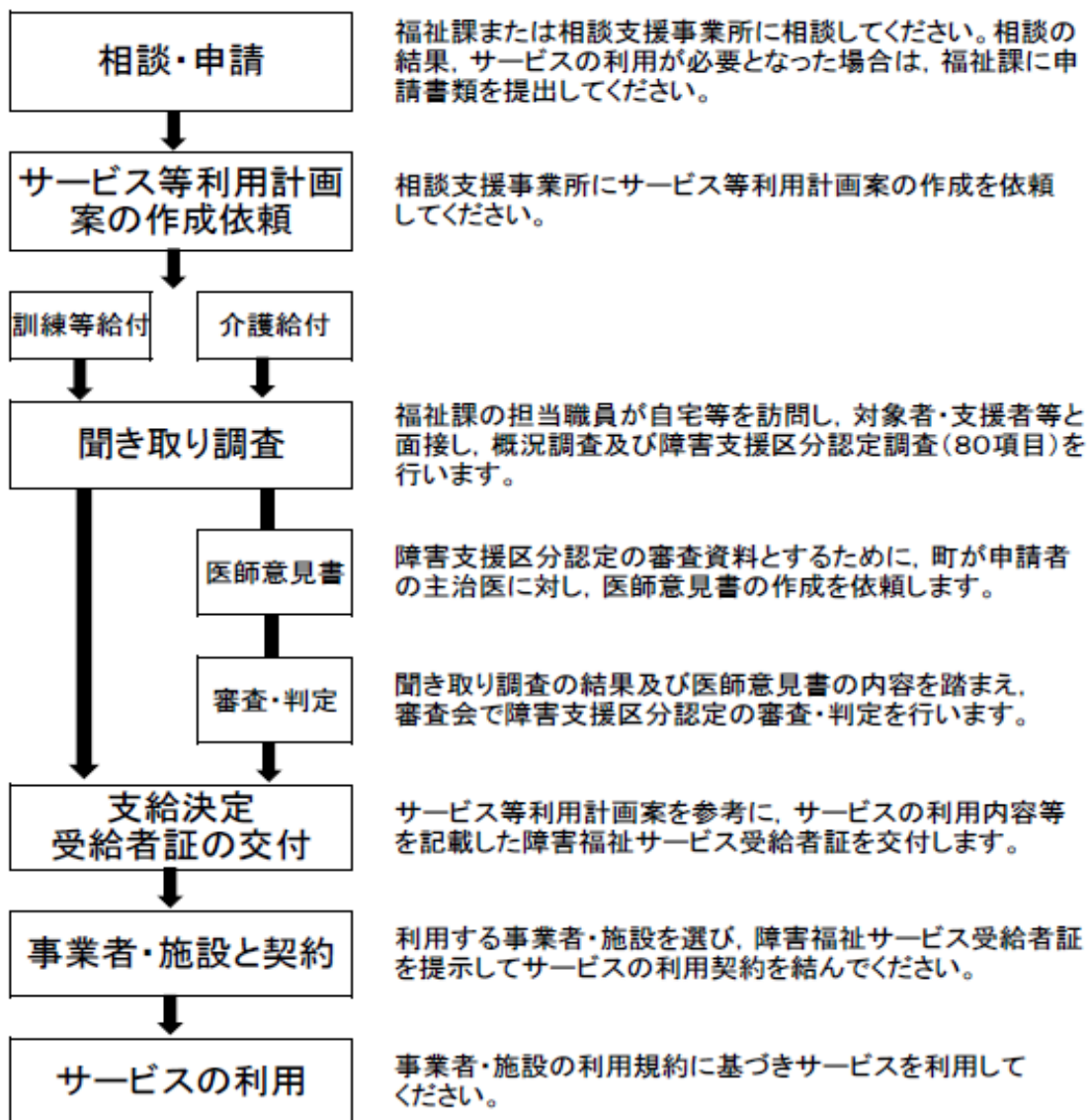
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に，昼間，入浴，排せつ，食事の介護等を行うとともに，創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に，医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の世話をを行います。
訓練	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう，一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上の訓練などを行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労への移行に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、訪問や来所により必要な支援を行います。
	就労選択支援	働くことを希望する人の能力や適性などに合った就労先や働き方について、よりよい選択ができるように支援します。

居住系サービス・・・入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

サービス名		内容
給 付 介 護	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
給 付 訓 練 等	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活住居で入浴や排泄、食事の介護、相談、日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設を利用していた方がひとり暮らしを始めたときに生活や健康等を訪問して必要な助言などの支援を行います。

<手続きの流れ>18歳以上の場合（18歳未満についてはご相談ください）



※障害支援区分とは??

支援の必要な度合いを表す6段階の区分です。
 様々な障がいの特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の聞き取り調査を行い、市町村審査会(利根町障害者介護給付費等支給審査会)での総合的な判定を踏まえて町が認定します。
 18歳以上の方が介護給付のサービスを利用する場合は必ず必要です。

○障害児通所支援 **身・知・精**

児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

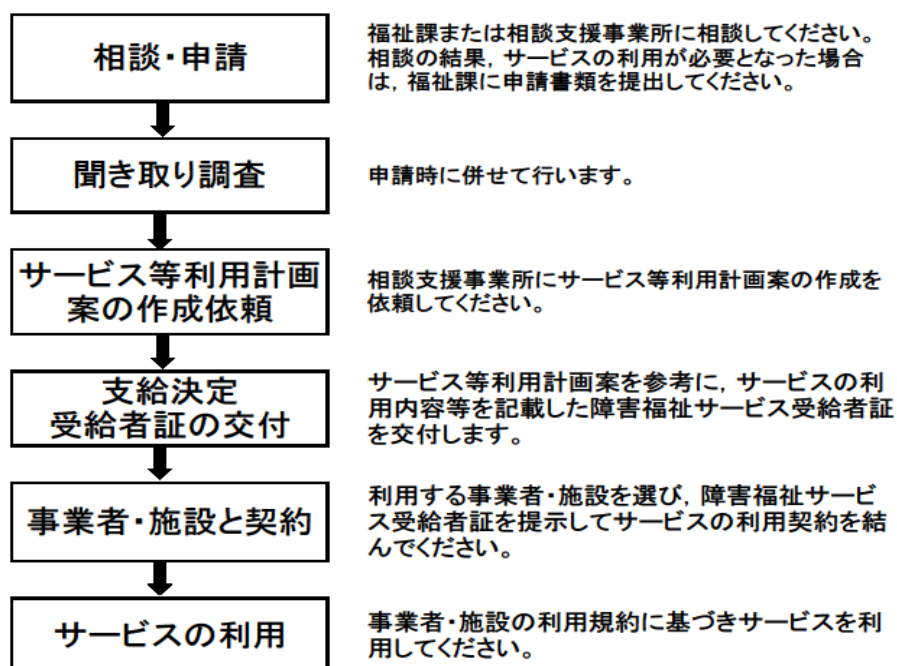
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようになっています。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

<サービスの種類>

児童発達支援	療育を必要とする未就学児を対象とする通所による支援を行います。
--------	---------------------------------

居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
医療型児童発達支援	障がい児に対し、医療の提供を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中（小・中・高）の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園等を訪問し、障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	上記のサービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成、サービス提供事業者等との連絡調整を行います。

<手続きの流れ>



利根町内の相談支援事業所（障害福祉サービス・児童通所支援）

事業所名	連絡先
社会福祉法人利根町社会福祉協議会 特定相談支援事業	利根町下曾根 254 電話:0297-68-7771 FAX:0297-68-8072
特定相談支援事業所響	利根町横須賀 147 電話:0297-61-8500 FAX:0297-61-8501

7. 地域生活支援事業

○訪問入浴サービス 身

重度の身体障がい者の方で、自宅での入浴が困難と認められる方に、訪問入浴サービスを行います。

対象者	町内に居住する65歳未満の身体障害者手帳をお持ちの方で以下の条件を全て満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険非該当の方 ・医師が入浴可能と認める方 ・家族のみで入浴させることが困難な方 ・サービス利用時の家族等が立ち会える方
費用	1回あたり1,266円
手続	身体障害者手帳を下記までお持ちください。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

<サービス提供事業所>

事業所名	連絡先
株式会社ウィズ	つくば市高野台 2-12-2 グリーンパレス高野台 105 電話:029-879-5822 FAX:029-879-5893
セントケア茨城株式会社 セントケア取手	取手市新町 3-2-8 菊地ビルF号室 電話:0297-70-0787 FAX:0297-70-0788
セントケア千葉株式会社 セントケア我孫子	千葉県我孫子市泉 1-17 マークテラス天王台 103号 電話:04-7181-1040 FAX:04-7181-1042

○中途失明者緊急生活訓練 身

視覚障がいにより日常生活に支障をきたしている方に、自立更生・社会参加の促進が図れるよう必要な相談・指導訓練を行います。

指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション技術 点字, ハンドライティング (一般文字の書き方) ・歩行技術 白杖操作指導 ・日常生活動作技術 身辺処理 (食事動作, 整理整頓など), 金銭等管理, 家事の基本, 視覚障がい者用補装具及び日常生活用具の使用方法 ・その他 助言・指導, 家族等に対する視覚障がい者誘導法などの指導
実施機関	茨城県立視覚障害者福祉センター 水戸市袴塚 1-4-64 電話:029-221-0098 FAX:029-221-0234
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

○日中一時支援事業

身・知・精・難

障がいのある方の介護をしている家族の方が、一時的に介護できない場合（外出・休息のためなど）に施設で日中の見守りや支援を行います。

対象者	町内に居住する、障がい者手帳をお持ちの方及び難病患者の方
費用	・費用の1割が原則として自己負担となります。（ただし課税状況等に応じた負担軽減があります。） ・利用料のほか、教材費、食費などは実費負担となります。
手続	障がい手帳を下記までお持ちください。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

<サービス提供事業所>

事業所名	連絡先
株式会社モデンナ・ケアサービス 複合福祉施設 響	利根町横須賀 147 電話:0297-61-8500 FAX:0297-61-8501
社会福祉法人 身障者ポニーの家 ポニーの家	取手市高須 2148 電話:0297-83-2266 FAX:0297-82-5880
社会福祉法人新世会 みのるの郷	牛久市さくら台 1-76-3 電話:029-869-8686 FAX:0297-869-8687
NPO 法人 PLS スマイルクラブ ほほえみ	取手市小文間 3717 電話:0297-72-8335 FAX:0297-72-5334
NPO 法人 愛 in 龍ヶ崎	龍ヶ崎市根町 3321-12 電話:0297-64-8820 FAX:0297-64-8820
ケーエヌシー株式会社 放課後クラブほほえみ	龍ヶ崎市板橋町安台 522-2 電話:0297-79-6211 FAX:0297-79-6212
社会福祉法人 タイケン福祉会 ウエルネスみらい利根	利根町布川 1649 電話:0297-85-2025
株式会社 リトルプレイス リトルプレイス藤代教室	取手市宮和田 1075-2 電話:0297-86-7373 FAX:0297-86-7383
社会福祉法人 河内厚生会 あじさい福祉園れるび	稲敷郡河内町生板横間 8897 電話:0297-63-5011 FAX:0297-63-5099
合同会社 Leaves 放課後等デイサービスすみれ	龍ヶ崎市川原代町字知手 4028-1 電話:0297-60-7221 FAX:0297-60-7222
特定非営利活動法人ビーンズ 生活介護事業所リーフ	龍ヶ崎市馴馬町中曽根 5402-2 電話:0297-86-7683 FAX:050-3145-9848
株式会社 ベストワークス サニールーム龍ヶ崎	龍ヶ崎市佐貫 4-4-15 電話:0297-85-3072 FAX:0297-85-3652
医療社団法人弘明会 さとう重症心身障害児支援センター	守谷市野木崎 521-1 電話:0297-21-1770 FAX:0297-21-1730

○移動支援事業

身・知・精・難

社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動支援員を派遣します。

対象者	町内に居住する、障がい者手帳をお持ちの方及び難病患者の方で、単独で外出することが困難な方 ただし、重度訪問介護、行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援の対象者は除きます。
費用	・利用料の1割が原則として自己負担となります。(ただし課税状況等に応じた負担軽減があります。) ・支援員の交通費、入場料等も利用者負担となります。
手続	障がい者手帳を下記までお持ちください。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

〈サービス提供事業所〉

事業所名	連絡先
NPO 法人 あすかユーアイネット	龍ヶ崎市松葉 3-12-2 電話:0297-60-8281 FAX:0297-60-8288
社会福祉法人 アコモード アコモードヘルパーステーション	千葉県我孫子市布佐 1559-2 電話:04-7189-5201 FAX:04-7189-5203
合同会社 ルミアソーシャルサービス	牛久市田宮町 229-5 電話:029-846-2458

○手話通訳者及び要約筆記者の派遣

身

聴覚または音声・言語に障がいのある方の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対象者	町内に居住する聴覚または音声・言語に障がいのある方
手続	制度を利用したい日の一週間前までに申し込み（福祉課窓口または電話、FAX、郵送可）をしてください。 ※FAX は 24 時間受信しますが、夜間については翌日以降の返信となります。 FAX、郵送の場合は、氏名・住所・連絡先・派遣希望日・派遣場所・手話と要約筆記どちらの派遣を希望するか・用件・待ち合わせ場所 を記入してください。
実施機関	茨城県立聴覚障害者福祉センター やすらぎ 水戸市住吉町 349-1 電話:029-248-0029 FAX:029-247-1369 テレビ電話:029-303-7115（ドコモのみ）
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

○自動車改造費の助成 身

身体に障がいのある方が就労等に伴い自動車の改造を要する場合に、費用の一部を助成します。

※改造前に申請が必要です。

対 象 者	町内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で下記の全てを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上肢, 下肢, 体幹機能障がい2級以上 ・ 就労等のため自ら運転する方 ・ 過去5年間に当該補助を受けていない方 ・ 改造の必要が認められる方
内 容	ハンドル, ブレーキ, アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成します。
手 続	身体障害者手帳, 車検証, 運転免許証, 改造見積書, 課税証明書を下記までお持ちください。
窓 口	利根町役場福祉課 障害福祉係

○自動車運転免許取得の助成 身

身体に障がいのある方が就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合、教習に必要な経費の一部を助成します。

対 象 者	町内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で下記の全てを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳4級以上 ・ 就労などのために免許を取得する方 ・ 運転免許の欠格事項に該当せず, 運転適正試験に合格した方 ・ 当該年度内に運転免許を取得する方
内 容	指定自動車教習所で訓練を受けた費用のうち15万円を限度に, その3分の2以内を助成します。
手 続	身体障害者手帳, 身体障害者運転適格審査結果表を下記までお持ちください。
窓 口	利根町役場福祉課 障害福祉係

○身体障がい者補助犬（盲導犬, 介助犬, 聴導犬）の給付 身

社会参加と自立更生に効果があると認められる在宅の身体障がい者の方に身体障害者補助犬を給付します。

対 象 者	町内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で下記を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい2級以上またはこれに準ずる方（盲導犬） ・ 肢体不自由2級以上またはこれに準ずる方（介助犬） ・ 聴覚障がい2級またはこれに準ずる方（聴導犬） ※いずれも補助犬を大切に飼育できると認められた方に限ります。
手 続	身体障害者手帳, 印鑑, 履歴書, 課税証明書（世帯全員分）, 住民票（世帯全員分）, 飼育承諾書（自宅で飼育しない場合）を下記までお持ちください。
窓 口	利根町役場福祉課 障害福祉係

○地域活動支援センター **身・知・精**

障がいのある方に創作活動または生産活動の場を提供し、社会との交流促進等を図ることで、自立した地域生活ができるよう支援します。

対象者	町内に居住する各種手帳または自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方で就労が困難な方
手続	障がい者手帳もしくは自立支援医療（精神通院）受給者証を下記までお持ちください。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

〈サービス提供事業所〉

事業所名	連絡先
医療法人 精光会 いなしきハートフルセンター	稲敷市上根本 3551 電話：0297-87-0055 FAX:0297-87-0023
社会福祉法人 ゆっこら ゆうあいワークイン	龍ヶ崎市川原代町三区 2422-10 電話：0297-64-1335 FAX:0297-64-1335



ヘルプマーク

ヘルプマークをご存じでしょうか？
援助や配慮が必要な方のためのマークです。

8. 在宅支援

○住宅リフォーム費の助成 身・知

心身に重度の障がいのある方の日常生活を容易にするため、階段、廊下、居室、浴室、便所、洗面台、台所などのリフォームに要する費用を助成します。

※改造工事前に申請が必要です。該当年度の11月初旬までに申請してください。

対象者	町内に居住する方で以下のいずれかに該当し、住宅のリフォームが必要と認められる方 ・身体障害者手帳<下肢・体幹機能障がい1～2級> ※個別障がい等級 ・療育手帳㊤
助成額	工事費用（40万円を限度）の4分の3に相当する額（30万円を限度）を助成します。 介護保険により、同様のサービスを利用できる場合は介護保険が優先となります。
手続	身体障害者手帳または療育手帳、整備計画書、工事見積書、その他資料（カタログ、仕様書、設計書の写しなど）を下記までお持ちください。
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係

○家事援助サービス 身・知・精・難

日常生活上援助の必要がある方に対して、地域の方がボランティアとしてサービスを提供します。

対象者	町内に居住する日常生活上援助の必要がある概ね65歳以上の高齢者、障がい者手帳をお持ちの方、病弱な方
内容	掃除、食事の支度、洗濯、買い物、簡易な身の回りの世話など
費用	30分300円
窓口	利根町社会福祉協議会 利根町下曾根 254 電話:0297-68-7771 FAX:0297-68-8072

○送迎サービス 身・知・精・難

病気や心身の障がいなどにより、公共の交通機関の利用が難しい方などに対して、地域の方がボランティアとしてサービスを提供します。

対象者	町内に居住する介護保険の要支援・要介護認定を受けられた方、障がい者手帳をお持ちの方
内容	公的機関での手続き時の送迎、福祉施設の入退所時の送迎、買い物への送迎、病院への通院、入退院時の送迎など ※制度上ドアツードアの個別輸送サービスとなりますので、乗車・降車以外に介助が必要な場合は、介助者同伴でご利用ください。
費用	距離による
窓口	・利根町社会福祉協議会 利根町下曾根 254 電話:0297-68-7771 FAX:0297-68-8072

○福祉機器の貸し出し **身・知・精・難**

旅行や通院などで一時的に車いすが必要な方に無料で貸し出しをします。

対象者	町内に居住する歩行困難な状況にある方（要介護2以上の方を除く）
費用	無料
貸出期間	原則1か月
窓口	利根町社会福祉協議会 利根町下曾根 254 電話:0297-68-7771 FAX:0297-68-8072

○声の広報の配布 **身**

視覚障がいのある方に広報誌「広報とね」、「議会だより」、「社協だより」をテープに録音して毎月お届けします。

対象者	町内に居住する視覚障がいのある方、ご高齢の方
費用	無料
実施機関	利根町朗読サークル「よしきり」
窓口	利根町社会福祉協議会 利根町下曾根 254 電話:0297-68-7771 FAX:0297-68-8072

○日常生活自立支援事業 **知・精**

知的障がい者や精神障がい者などで、判断能力が不十分な方に対し、日常生活に必要な手続き等のお手伝いをします。

対象者	町内に居住する認知症や物忘れのある高齢者、知的・精神障がいのある方
内容	・福祉サービスの利用に関するお手伝い（契約手続き、料金の支払い等） ・日常的なお金の出し入れのお手伝い（預貯金の出し入れ、年金・手当に関する手続き、医療費の支払い等） ・重要書類（契約書、年金証書、実印等）のお預かり
費用	1回1,500円（1時間程度） 書類の保管については1ヶ月あたり500円
窓口	利根町社会福祉協議会 利根町下曾根 254 電話:0297-68-7771 FAX:0297-68-8072

○生活福祉資金の貸付 **身・知・精・難**

低所得世帯、高齢者が属する世帯、障がいのある方が属する世帯の経済的自立及び、生活意欲の助長のため資金を貸し付けします。

窓口	利根町社会福祉協議会 利根町下曾根 254 電話:0297-68-7771 FAX:0297-68-8072
----	-----------------------------------------------------------

○駐車禁止場所における駐車許可 **身・知・精**

公安委員会発行の許可証を提示することにより、駐車禁止区域でもやむをえない場合は他の交通を妨げない限り駐車することができます。

対象車両	手帳の交付を受けている歩行困難者が現に使用している車両で、公安委員会が必要と認めるもの
窓口	取手警察署 取手市桑原 955-1 電話:0297-77-0110

○いばらき身障者等用駐車場利用証制度

身・知・精・難

歩行が困難な方が、公共施設や商業施設などにある身障者等用駐車場（車いすマークのある駐車場）を利用しやすくするために、駐車した車の中に掲示する利用証を交付します。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 視覚障がい1～4級，聴覚障がい1～3級，平衡機能障がい1～5級，乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（上肢1～2級・移動1～6級），内部障がい1～4級 ・ 療育手帳 ㊤・A ・ 精神障害者保健福祉手帳 1級 ・ 介護保険の要介護認定 要介護1～5 ・ 指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾患受給券の交付を受けた方 ・ 母子健康手帳の交付を受けた方で妊娠7ヶ月～産後6ヶ月の方 ※妊産婦（多胎）の場合 妊娠6ヶ月～産後1年6ヶ月の方 ・ けが人等（歩行が困難で特別な配慮が必要だと認められる方）
手 続	手帳または介護保険被保険者証，指定難病特定医療費受給者証，小児慢性特定疾患医療券，母子健康手帳，けが人等の場合は指定の診断書を下記までお持ちください。
窓 口	利根町役場福祉課 障害福祉係
備 考	車内のルームミラー等に掲げて使用します。対象者1人につき1枚交付となります。県内全市町村及び44の府県市で利用できます。

○介護マーク

身・知・精・難

介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくための介護マークを配布します。

対 象 者	障がい者の方などを介護されている方
窓 口	利根町役場福祉課 高齢介護係
備 考	対象者1人につき1枚配布します。

○NHK放送受信料の免除

身・知・精

下記に該当する場合NHK放送受信料が免除になります。

全額免除		半額免除
障がい者手帳を持っている方がいる世帯で、世帯構成員全員が町民税非課税の場合		世帯主かつ受信契約者が下記のいずれかを満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 視覚・聴覚障害, それ以外の障害1～2級 ・療育手帳 ㊤・A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・戦傷病者手帳 特別項症～第1款症
手続	障がい者手帳等下記までお持ちください。	
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係	
実施機関	NHK水戸放送局（問い合わせ）NHKふれあいセンター 電話:0570-077-077 FAX:045-522-3044	

○青い鳥郵便はがきの無料配布

身・知

希望される方に通常郵便はがき（くぼみ入り※無地またはインクジェット紙）を、お一人につき20枚無償で配布します。

※くぼみ入りは、目の不自由な方が使いやすいよう、上下を判別する印のあるはがき

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級 ・療育手帳㊤・A
手続	お近くの郵便局の窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示し、申請書を記入してください。（受付期間毎年4～5月）
窓口	お近くの郵便局

○携帯電話料金の割引

身・知・精

障害のある方が使用する携帯電話について料金の割引が受けられます。

対象者	各種手帳をお持ちの方
問い合わせ・窓口	各携帯電話会社

○郵便による投票

身

身体が不自由なため投票所へ行くことが困難な方は、郵送による不在者投票ができます。

対象者	身体障害者手帳 両下肢, 体幹, 移動機能障がい1～2級, 心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸の障がい1級または3級, 肝臓・免疫の障害1級～3級 ※上肢, 視覚障がい1級に該当する方は代理記載制度を利用できます。
手続	郵便等投票証明書（7年間有効）の交付を受けて、各選挙ごとに、この証明書を提示して投票用紙を請求してください。
窓口	利根町選挙管理委員会（利根町役場総務課内）

○郵便料金の減免

身・知

以下の条件に当てはまる場合、郵便料金が減免されます。

内容	料金
点字郵便物（点字のみを掲げたものを内容とするもの）	3kg 以内 無料
特定録音物等郵便物 視覚障害者用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設など日本郵便株式会社の指定を受けた施設から差出し、またはこれらの施設に宛てて差し出されるもの	
点字ゆうパック 大型の点字図書など、点字のみを掲げたものを内容とするゆうパック	お近くの 郵便局ま でお問い 合わせく ださい。
聴覚障がい者用ゆうパック 聴覚障がい者用のビデオテープその他の録画物（DVD など）を内容とする荷物であって、聴覚障がい者の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社が指定するものに限る）と、聴覚障がい者との間にゆうパックによるビデオテープその他の録画物（DVD など）の貸し出し、または返却のため発受するもの 重量：3kg まで サイズ：3 辺の合計が 170cm まで	
心身障がい者用ゆうメール 指定図書館と、身体または知的に重度の障がいのある方との間で、図書の閲覧のために使用するゆうメールは、一般のゆうメールの運賃より安価となります。 重量：3kg まで サイズ：3 辺の合計が 170cm まで	
心身障害者用低料第三種郵便物 心身障がい者団体が心身障がい者福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物を内容とするもので、発行人から差し出されるもの	①毎月 3 回以上発行する新聞紙 50g まで 8 円 50g～1kg まで 50g 増すごとに 3 円増 ②その他のもの 50g まで 15 円 50g～1kg まで 50g 増すごとに 5 円増
問い合わせ先 日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター 電話 0120-23-28-86（携帯電話からは 0570-046-666）	

○障害者歯科治療センター

身・知・精

障がいのある方の歯科治療を行っています（完全予約制）。

対象者	地域の歯科医療機関では対応が困難な障がいのある方 （小児から高齢者まで）
問い合わせ	口腔センター土浦 土浦市下高津 2-7-47 TEL：029-822-3835 FAX：029-826-4832

○施設の利用料等の割引

身・知・精

各種手帳を提示することで、利用料等の割引を受けられます。

県立施設	近代美術館、つくば美術館、天心記念五浦美術館、陶芸美術館、植物園、歴史館、自然博物館、フラワーパーク、アクアワールド大洗水族館など
国立施設	つくばエキスポセンター、国営ひたち海浜公園など
都市有料公園	偕楽園好文亭、弘道館、砂沼広域公園、大洗公園、港公園、洞峰公園、県西総合公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、笠松運動公園など

9. 交通機関の割引

- ・割引の詳細等は、各公共交通機関に直接お問い合わせください。
- ・割引内容は各公共交通機関の都合により、予告なく変わる可能性があります。

○鉄道運賃の割引

・JR旅客運賃の割引 **身・知・精**

問い合わせ：JR東日本テレフォンセンター 電話 050-2016-1600

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率	区 間
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

・ひたちなか海浜鉄道運賃の割引 **身・知・精**

問い合わせ：海浜鉄道株式会社 電話：029-262-2361 FAX：029-262-5866

対 象	割引率
身体及び知的障がい者（介護付のもの）及び介護者	50%
身体及び知的障がい者（単独用）	50%
精神障がい者（介護付のもの）及び介護者	50%
精神障がい者（単独用）	50%

・つくばエクスプレス旅客運賃の割引 **身・知**

問い合わせ：TXコールセンター 電話：0570-000-298

対象	割引対象乗車券類	割引率	備 考
第1種障がい者とその介護者（1名）	普通乗車券 普通回数券 定期券	50%	回数乗車券はつくばエクスプレス線区間単独の発売
	介護者の定期券	50%	通勤定期乗車券の発売
第1種、第2種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	つくばエクスプレス線内のみ（距離による制限はなし）

○県内バス（路線）運賃の割引 身・知

身体障害者手帳，療育手帳を所持している方が路線バス（高速バスを含む）を利用する場合，運賃が割引になります。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方についても，運賃が割引になる場合があります。各運行会社にお問合せください。

種類	対象者	割引率	利用方法	問合せ
普通乗車券	手帳所有者と第1種障害者の介護者	5割	料金支払いの際に手帳を提示してください。	各運行会社へ直接お問合せください。
定期乗車券	JR 運賃割引に準じる	3割	料金支払いの際に手帳を提示してください。	

○タクシー料金の割引 身・知

身体障害者手帳，療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合，料金が1割引になります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳を所持している方
問合せ	茨城県ハイヤー・タクシー協会 電話:029-297-7131 FAX:029-297-7132

○有料道路通行料金の割引 身・知

身体障害者手帳，療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合，通行料金が割引になります。事前に車（1台）を登録する必要があります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳④・Aを所持している方	
適用範囲	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	障がい者本人が運転する場合，障がい者本人が車に同乗される場合
	第2種身体障がい者	障がい者本人が運転する場合（障がい者本人の運転免許証が必要）
	※登録できる車の車種や所有者についても要件がありますので，詳細はお問合せください。 ※登録できる車は1台のみ	
手続	ETC を利用しない場合	障がい者手帳，登録を希望する自動車の車検証，障がい者本人の運転免許証（2種身体障害者の場合のみ）を下記までお持ちください。
	ETC を利用する場合	上記に加え， ・ETC カード（障がい者本人名義のものに限ります。ただし，障がい者が20歳未満の場合は保護者名義のものが使用できます。） ・ETC 車載器セットアップ申込書・証明書を下記までお持ちください。
備考	営業用自動車，レンタカー，軽トラックは登録できません。	
窓口	利根町役場福祉課 障害福祉係	
実施機関	ネクスコ東日本 電話:0570-024-024	

○国内航空運賃の割引 **身・知・精**

満12歳以上の身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方が国内航空を利用する場合、運賃が割引されます。(割引運賃は、各航空運送事業者が設定する額)

対象者	身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉所持者及びその介護者1名
問合せ	各航空運送事業者

○大洗カーフェリー運賃の割引 **身・知・精**

身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳を所持している方がフェリーを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳, 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	乗船手続きの際に必ず手帳の提示が必要となります。
問合せ	商船三井フェリー 電話:029-267-4133 (予約)

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率
手帳所持者	旅客運賃	50%
	乗用車運賃	10%
第1種身体障害者手帳, 第1種療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者とその付添人(1名のみ)	旅客運賃	50%
	乗用車運賃	10%

10. 税の軽減等

○所得税・町県民税の所得控除 身・知・精

種 類	<p>① 障害者控除 本人または扶養親族に障がいがある場合、所得税、町県民税算定の基となる年間総所得から次の金額を障害者控除として差し引くことができます</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">対 象 者</th> <th style="text-align: center;">所 得 税</th> <th style="text-align: center;">町 県 民 税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">障害者</td> <td>身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2～3級</td> <td style="text-align: center;">1人当たり 27万円</td> <td style="text-align: center;">1人当たり 26万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別 障害者</td> <td>身体障害者手帳1～2級 療育手帳Ⓐ・A 精神障害者保健福祉手帳1級</td> <td style="text-align: center;">1人当たり 40万円</td> <td style="text-align: center;">1人当たり 30万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同居特別 障害者</td> <td>扶養控除対象の親族が特別障害者 で、かつ同居している場合</td> <td style="text-align: center;">1人当たり 75万円</td> <td style="text-align: center;">1人当たり 53万円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	対 象 者	所 得 税	町 県 民 税	障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2～3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円	特別 障害者	身体障害者手帳1～2級 療育手帳Ⓐ・A 精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円	同居特別 障害者	扶養控除対象の親族が特別障害者 で、かつ同居している場合	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円
	名 称	対 象 者	所 得 税	町 県 民 税													
	障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2～3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円													
	特別 障害者	身体障害者手帳1～2級 療育手帳Ⓐ・A 精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円													
同居特別 障害者	扶養控除対象の親族が特別障害者 で、かつ同居している場合	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円														
<p>※介護認定による障害者控除は「障害者控除対象者認定書」の提示が必要です。</p>																	
<p>② 小規模企業共済等掛金控除（心身障害者扶養共済掛金） 共済に加入し掛金を納入している場合、掛金の金額を年間総所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。</p>																	
<p>③ 医療費控除（ストーマ用装具、成人用おむつの購入費用） 人工肛門または尿路変更のストーマを持つ方が、ストーマケアに係る治療を受けている場合、ストーマ用装具の購入費用のうち自己負担分が医療費控除の対象になります。 ※医師が発行するストーマ用装具使用証明書を申告書に添付することが必要です。 ・おむつ代について医療費控除を受けるには、領収書のほか医師の発行する「おむつ使用証明書」「主治医意見書」もしくは町が発行する「主治医意見書の内容を確認した書類」が必要です。</p>																	
手 続	<p>確定申告または町県民税の申告時に、必要書類を添付または提示してください。 ※ 給与所得者の場合、①と②は年末調整で手続きできます。</p>																
手続きに必要なもの	<p>障がい者手帳、共済掛金の領収書、ストーマ用装具購入に係る領収書、ストーマ用装具使用証明書、おむつ代に係る領収書、上記のおむつ使用証明書等</p>																
問合せ	<p>・（所得税）竜ヶ崎税務署 電話：0297-66-1303（自動音声） ・（町県民税）利根町役場 税務課町民税係 ※給与所得者の場合は勤務先の給与担当者（①と②のみ）</p>																

○町県民税の非課税 身・知・精

本人が障がい者の場合、前年の合計所得金額が135万円までは非課税になります。

手 続	障害者控除の手続きをすることで兼ねています。
窓 口	（町県民税）利根町役場税務課町民税係

○自動車税の減免

身・知・精

次の場合、自動車税が全額減免になります。（対象となる障害区分・等級は下表の通り）
※納期限内に手続きが必要です。

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者本人が運転する場合 ・障がい者と生計を一にする方が、障がい者の通学、通院、通所又は生業のために運転する場合 ・障がい者のみで構成される世帯又は70歳以上の方（もしくは未成年者）と障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が、障がい者の通学、通院、通所又は生業のために運転する場合 <p>※自動車の所有者(自動車税等の納税義務者)は、障がい者本人又は生計を一にする方に限られます。</p>
手続	<p>自動車税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者本人名義の車を本人が運転する場合は県税事務所で手続きしてください。家族名義の車である場合や家族が運転する場合は、利根町役場住民課で世帯全員の住民票を取得した後、県税事務所で手続きしてください。 ・自動車を新しく購入された場合には、登録申請から30日以内に手続きをしてください。 ・年度途中（4月以降）に手帳の交付を受けた方で要件に該当する方は、翌年の自動車税から減免の対象となります。
窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・（自動車税）土浦県税事務所 電話 029-822-7205 ・（住民票の発行）利根町役場住民課 ・（常時介護証明書）利根町役場福祉課 障害福祉係

<対象になる障がい区分・等級>

障がいの区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障がい		2級および3級	
平衡機能障がい		3級	
音声機能障がい		3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）
上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	身体障がい者が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	身体障がい者が運転する場合	1級から3級までの各級および5級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級	
	移動機能	1級から6級までの各級	
心臓機能障がい		1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこうまたは直腸の機能障がい			
小腸の機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級	
肝臓機能障がい			
知的障がい		療育手帳(A)またはA	
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳1級かつマル福・自立支援医療受給者証をお持ちの方・障がいの治療のために通院されている方	

○軽自動車税の減免 身・知・精

障がいのある方が所有もしくは使用する軽自動車等について、以下の条件に該当する場合、軽自動車税が減免になります。

※自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

〈減免が受けられる軽自動車等の範囲〉

※対象車両は全て障がい者等の通学、通院、通所もしくは仕事のために使用するものに限りです。

区 分		軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障がい者	18歳以上	本人	本人
	18歳未満	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方
戦傷病者		本人	本人
知的障がい者	本人または生計を一にする方		生計を一にする方または常時介護する方
精神障がい者			

※障がい者を常時介護する方が軽自動車等を運転する場合は、障がい者本人が所有する場合に限りです。

※自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。

※障がいがある方の利用のために改造された軽自動車等は、利用する方の障がいの程度によらず減免の対象となります。

申請受付期間	5月中旬に町が発行する軽自動車税納税通知書を受け取られてから納期限まで ※納期限を過ぎてからの申請は受けられませんのでご注意ください。
手 続	障がい者手帳または戦傷病者手帳、対象車両を運転する方の運転免許証またはマイナ免許証（「マイナ免許証アプリ」で読み取った「マイナ免許証の免許情報」画面もしくは印刷したもの）、車検証（軽二輪については軽自動車届出済証）、軽自動車税納税通知書、障がいがある方の利用のために改造された車両については、構造がわかる資料（写真など）を下記までお持ちください。
窓 口	利根町役場税務課 町民税係

〈対象となる障がい区分・等級〉

障がいの区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障がい		2級および3級	
平衡機能障がい		3級	
音声機能障がい		3級（喉頭摘出による音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある場合に限る）	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある場合に限る）
上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下 肢 不自由	身体障がい者が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
体 幹 不自由	身体障がい者が運転する場合	1級から3級までの各級および5級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級	
	移動機能	1級から6級までの各級	
心臓機能障がい	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症	
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこうまたは直腸の機能障がい			
小腸の機能障がい			
免疫機能障がい	1級から3級までの各級		
肝臓機能障がい			
知的障がい	療育手帳(A)またはA		
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級かつマル福・自立支援医療受給者証をお持ちの方・障がいの治療のために通院されている方		

11. スポーツ・文化・イベント

○介護者リフレッシュ事業

在宅で障がい者、高齢者を介護されている方を対象に新年会、日帰り旅行等を開催します。
参加費：2,000円程度

問い合わせ	利根町社会福祉協議会	電話:0297-68-7771
-------	------------	-----------------

○介護者のつどい **身・知・精**

介護者同士の情報交換を図るため、懇談会（月1回）・講演会・施設見学・食事会等を実施しています。

日 時	毎月第2水曜日 午後1時30分～午後3時
対 象 者	要介護高齢者の方を介護している方
費 用	実費負担あり
窓 口	利根町役場福祉課 地域包括支援センター

○青空のつどい **身・知・精**

心身障がい者を対象に年1回日帰り旅行を開催します。
参加費：2,000円程度

問い合わせ	利根町社会福祉協議会	電話:0297-68-7771
-------	------------	-----------------

○個別機能訓練相談（理学療法） **身**

日常生活の中で継続的に自主訓練ができるように、理学療法士による機能訓練相談を行います。

日 時	（個別リハビリ）第4木曜日 午前9時～午前11時30分
対 象 者	身体に障がいのある方（障害者総合支援法による障害支援区分や介護保険法による要介護状態の非該当者）
費 用	1回100円
窓 口	利根町保健福祉センター いきがい支援係 電話:0297-68-8291

○サロンすこやか **身・知・精**

心身障がい者を対象に楽しく交流する憩いの場として開催します。
参加費：無料

日 時	毎月第1木曜日 午前10時～11時30分 ※祝日の場合第2木曜日 （昼食11時30分～12時30分 ※自由参加）
対 象 者	障害者手帳をお持ちの方と家族
費 用	無料（昼食代は実費）
問い合わせ	利根町社会福祉協議会 電話:0297-68-7771

○スポーツ大会

身・知

	内 容	備 考
障がい者 スポーツ大会 (個人・団体競技)	障がい者のスポーツを通じた自立と社会参加を推進するとともに、障がい者に対する理解と認識を深めることを目的として、毎年全国、県で障がい者スポーツ大会が開催されています。	茨城県障害者スポーツ大会 期日 5月(個人競技) 9月頃(団体競技) 場所 茨城県笠松運動公園ほか
障がい者 スポーツ大会 (レクリエーション競技)	障がいをもつ方々が一緒にスポーツやレクリエーションを楽しみ、自立と社会参加を促進するとともに県民の障がい者に対する理解と交流を深めるために開催されます。	期日 9月 場所 茨城県笠松運動公園ほか

○文化イベント

身・知・精

	内 容	備 考
いばらきパラアーティストフェスティバル	12月3日から9日までの障害者週間において、障がい児・者による音楽・ダンス等を発表する文化活動および障がい児・者の制作した作品等の展示を行い、障がい児・者の福祉の向上と県民の障がい児・者に対する理解と認識を深めることを目的として開催されます。	期日 12月上旬 場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館
障害のある人が 創った作品展	障がいのある方の日頃の文化活動の発表の場です。障がい者の生きがいを高め、自立と社会参加を促進するとともに、県民の障がい児・者に対する理解と認識を深めることを目的として開催されます。	期日 12月～2月 場所 茨城県内施設

1 2.相談窓口

○精神保健相談

精神保健福祉士による個別相談（予約制）を月1回行っています。
不安で落ち着かない・気分が憂鬱で沈みがちであるなど、あなたやご家族が抱えている悩みや不安などを相談できます。

日 時	※要予約 毎月1回 第1または第2火曜日 午後1時30分～午後3時50分 詳細は下記までご確認ください。
対 象 者	町内に居住されている方
費 用	無料
手 続	1週間前までに下記まで予約してください
問い合わせ	利根町保健福祉センター 健康増進係 電話:0297-68-8291

○ひきこもり相談

ひきこもりに関するご本人・ご家族からの相談の受付、気軽に訪れることができるコミュニケーションスペース（ホッ・とね広場）の開設を行っています。また、予約制の個別相談も実施しています。

日 時	・相談窓口 平日 午前8時30分～午後5時15分 ・ホッ・とね広場 毎月第2水曜日 午後1時30分～午後4時 ・個別相談 ホッ・とね広場開催日の午前10時～正午（要予約）
会 場	とねふれあいプラザ（利根町健康増進等複合施設）
費 用	無料
手 続	個別相談を希望する場合は下記まで事前に連絡してください。
問い合わせ	利根町社会福祉協議会 電話:0297-68-7771

○心配ごと相談

日常のあらゆる心配ごとについて相談員に相談することができます。

日 時	毎週月曜日 午後1時～午後4時（受付午後3時まで）
費 用	無料
問い合わせ	利根町社会福祉協議会 電話:0297-68-7771

○保健所による個別相談

家に閉じこもりがち・気分がイライラする、眠れないなどの悩みを専門医や保健師に相談できます。

日 時	要予約 毎月2回:日時については、竜ヶ崎保健所保健指導課までご連絡ください。
費 用	無料
問い合わせ	竜ヶ崎保健所 保健指導課精神担当 電話:0297-62-2367（直通）

○もの忘れ相談

もの忘れが多くなった気がする等 もの忘れへの悩みに保健師が相談に応じます。

日 時	要予約 毎週水曜日
費 用	無料
問い合わせ	利根町保健福祉センター いきがい支援係 電話:0297-68-8291

○保健所によるひきこもり専門相談

ひきこもりに関することを心理士，保健師に相談できます。

日 時	※要予約 毎月1回(8月はお休み)：日時については，竜ヶ崎保健所保健指導課までご連絡ください。 毎月1回(8月はお休み)，明確な疾患や障害がないにもかかわらずひきこもり状態にある方のご家族が集まるひきこもり家族教室も行っていきます。(事前面接により詳しくお話を伺いますので，保健所までお問い合わせください。)
対 象 者	ひきこもり状態にある方を抱える家族など
費 用	無料
問い合わせ	竜ヶ崎保健所 保健指導課精神担当 電話：0297-62-2367(直通)

○精神保健福祉センターによる面接相談

さまざまなこころの悩みをお持ちの方のために面接による相談を行っています。

日 時	※要予約
費 用	無料
内 容	【一般相談】 対人関係やこころの病でお悩みの方の相談を行っています。 ご本人，ご家族，その他関係者，関係機関からの相談にも応じます。 【思春期相談】 不登校など思春期のこころの悩み，病いに関する相談を行います。 ご本人，ご家族，その他関係者，関係機関からの相談にも応じます。
手 続	下記まで直接申し込んでください。 受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分 ※祝祭日，12月29日～1月3日を除く
問い合わせ	茨城県精神保健福祉センター 水戸市笠原町 993-2 電話：029-243-2870

○精神保健福祉センターによるアルコール相談

アルコールの問題を抱える方のご家族からの相談を受け付けています。

日 時	① 電話またはメール 随時受付しています。(メールはHPより) ② 個別相談・家族教室 問い合わせ先またはHPより確認してください。
費 用	無料
手 続	相談には事前申し込みが必要です。下記まで直接申し込んでください。
問い合わせ	茨城県精神保健福祉センター 水戸市笠原町 993-2 電話：029-243-2870

○精神保健福祉センターによる薬物相談

薬物の問題を抱える方やご家族からの相談を受け付けます。

日 会 時 場	① 精神保健福祉センター 毎月第1・3木曜日午前 ② 筑西保健所 毎月第2金曜日午後 ③ 潮来保健所 毎月第4金曜日午後 ④ 日立保健所 毎月第1金曜日午後 ⑤ 竜ヶ崎保健所 毎月第3金曜日午後
費 用	無料
手 続	相談は予約制です。下記まで直接申し込んでください。
問い合わせ	①精神保健福祉センター 電話:029-243-2870 ②筑西保健所 電話:0296-24-3965 ③潮来保健所 電話:0299-66-2174 ④日立保健所 電話:0294-22-4196 ⑤竜ヶ崎保健所 電話:0297-62-2367

○茨城いのちの電話

24時間体制の相談窓口です。様々な悩みについて電話で相談することができます。

電話相談	つくば「029-855-1000」 水戸「029-350-1000」
自殺予防 いのちの電話	毎日16時から21時まで 毎月10日は8時から翌日8時まで 「0120-783-556」

○電話相談（いばらきこころのホットライン）

こころの問題について気軽に相談できる電話相談を行っています。

実施時間	午前9時から正午、午後1時から午後4時まで ※祝祭日、12月29日～1月3日を除く
費 用	無料
連 絡 先	月曜～金曜日「029-244-0556」 土・日曜日「0120-236-556」まで電話してください。 ※電話回線には限りがあるため、つながりにくいことがあります。つながりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。
問い合わせ	茨城県精神保健福祉センター 水戸市笠原町 993-2 電話:029-243-2870

○思春期グループ（ソフトボイルドエッグ）

「人とつきあうのが苦手」、「友達がほしいけれどなかなか勇気がでない」など、対人関係の悩みをもつ方のグループです。

日 時	毎週水曜日（年末年始、祝日を除く） 午後2時から午後3時30分まで
対 象 者	概ね13歳から25歳までの男女 ※初回ご利用に限り、予約が必要となります。
活 動 内 容	カードゲーム、ビーズアクセサリー作り、軽いスポーツ（卓球、ダーツなど）など。クリスマス会やお楽しみ会などのミニイベントも行います。
問い合わせ	茨城県精神保健福祉センター 水戸市笠原町 993-2 電話:029-243-2870 FAX:029-244-6555

○思春期・青年期 親の会

思春期のお子さんとの関わり方や距離のとり方などをグループ内で一緒に考える会です。要望があれば心の病や発達障害等の話題も取り上げます。

日 時	毎月第3水曜日午前10時30分～正午（祝日の場合は別の日に変更） 時間内の入退室は自由です。
場 所	茨城県精神保健福祉センター2階 セミナー室
費 用	無料
対 象 者	思春期青年期（10～30代くらいまで）のお子さんをお持ちの方
問い合わせ	茨城県精神保健福祉センター 水戸市笠原町993-2 電話：029-243-2870 FAX：029-244-6555

○子どもの発達相談

「お友達とうまく関われない」「幼稚園・保育園で集団生活になじめない」「落ち着きがない」「こだわりが強い」「視線が合いにくい」「ことばが遅い」など、子どもの発達や育児についての相談ができます。

日 時	※要予約 1人45分間 公認心理士や言語聴覚士、作業療法士等専門職が個別で対応します。必要に応じて継続した支援や療育、医療機関・関係機関へつなぎます。
対 象 者	未就学児やその保護者
費 用	無料
問い合わせ	利根町役場子育て支援課 母子保健係

○法律相談

月に一度弁護士による無料法律相談を実施します。

日 時	毎月第1月曜日 午前9時～午後1時のうち 都合により変更される場合があります。※1人20分間
費 用	無料
問い合わせ	利根町役場福祉課 社会福祉係

13. 各種窓口等

○利根町役場

名 称	内 容	電話	ファックス
福祉課 障害福祉係 (利根町障がい者基幹 相談支援センター)	障がい者福祉, 精神障がい者福祉, 障害 児福祉について	0297-68-2211 (代)	0297-68-6910
福祉課 社会福祉係	民生委員, 生活保護, 法律相談, 避難行 動要支援者登録制度について		
福祉課 高齢介護係	老人福祉, 介護保険, 遺族援護, 老人ク ラブについて		
福祉課 地域包括支援 センター	高齢者の総合相談支援・権利擁護, 介護予防ケアマネジメントについて	0297-68-8941	
子育て支援課	児童福祉, 児童クラブ, 保育所等の利用 について, 子どもの発達相談について	0297-68-2211 (代)	
保険年金課	マル福, 障害基礎年金, 後期高齢者医 療, 国民健康保険について	0297-68-2211 (代)	0297-68-2226 (代)
税務課	軽自動車税の減免, 障害者控除, 医療費 控除について	0297-68-2211 (代)	
教育委員会 指導課	特別支援教育, 就学相談について	0297-68-2211 (代)	0297-68-7989
保健福祉センター	精神保健相談, 個別機能訓練相談につ いて	0297-68-8291 (代)	0297-68-9149

○町内

名 称	内 容	連絡先
利根町社会福祉協議会	障がい者等に対するボランティアの派遣や 資金の貸付など, 幅広く地域福祉活動の推 進を行っています。	〒300-1632 北相馬郡利根町 下曾根 254 電話:0297-68-7771 FAX:0297-68-8072
利根町 手をつなぐ育成会	心身障がい児者の健全な育成のために教育 と福祉の向上, 地域社会に理解促進を図る ことを目的とし, 様々な活動を行っていま す。	〒300-1622 北相馬郡利根町 布川 2506-14 電話:0297-68-3816 FAX:0297-68-3816 大坪 浩 様方
民生委員・児童委員	地域の福祉増進に努める民間奉仕者として 厚生労働大臣から委嘱され, 障がい者や児 童, 高齢者, 生活に困っている人の相談や指 導等にあたります。	利根町役場 福祉課社会福祉係 電話:0297-68-2211 FAX:0297-68-6910

○町内の障害福祉関連事業所

分野	名 称	連絡先
障害福祉サービス提供事業所 (短期入所, 生活介護, 共同生活援助, 相談支援)	障がい者ケアセンター 響	〒300-1604 利根町横須賀 147 電話:0297-61-8500 FAX:0297-61-8501
障害福祉サービス提供事業所 (放課後等デイサービス, 日 中一時支援)	ウェルネスみらい利根	〒300-1622 利根町布川 1649 電話 : 0297-85-2025

○その他

名 称	内 容	連絡先
茨城県 福祉相談センター	身体障がいや知的障がいのある方に, 医学的・心理学的判定や助言指導を行っています。	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 電話:029-221-4992 FAX:029-221-6098
茨城県 精神保健福祉センター	さまざまな心の悩みをお持ちの方のために面接による相談を行っています(全て予約制です)。	〒310-0852 水戸市笠原町 993-2 電話:029-243-2870 FAX:029-244-6555
茨城県 土浦児童相談所	18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じ, 専門的な判定を行うとともに, 必要な助言・指導や施設入所手続きを行っています。	〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5 電話:029-821-4595 FAX:029-822-0855
茨城県 竜ヶ崎保健所	特定疾患, 精神保健, 感染症(エイズ等)などについての総合的な相談や指導を行っています。	〒301-0822 龍ヶ崎市 2983-1 電話 : 0297-62-2161 FAX : 0297-64-2693
龍ヶ崎公共職業安定所 (ハローワーク)	障がい者の就職のための職業相談・職業紹介や就業後のフォローアップを行っています。	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町 1229-1 電話 : 0297-60-2727 FAX : 0297-65-3060
茨城障害者職業 センター	心身障がい者の就職のための相談や適職判定などを行っています。 また, 事業所での障がい者の方への対応などの指導も行っています。	〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66 電話:0296-77-7373 FAX:0296-77-4752
障害者就業・ 生活支援センター かすみ	就職活動や職場定着等で支援を必要とする障がいのある方や, 障がい者雇用に関して課題等を抱えている企業等からの相談を受け付けています。	〒300-0053 土浦市真鍋新町 1-14 電話:029-827-1104 FAX:029-827-1105
茨城県聴覚障害者 福祉センターやすらぎ	手話通訳者・要約筆記者の養成, 派遣を実施し, 聴覚障がい者の各種相談や研修・講習を行っています。	〒310-0844 水戸市住吉町 349-1 電話:029-248-0029 FAX:029-247-1369 テレビ電話:029-303-7115 : 029-303-7116

名 称	内 容	連絡先
茨城県立視覚障害者福祉センター／茨城県立点字図書館	視覚障がい者のための各種相談、生活訓練、点字・録音図書の製作、貸出をはじめ点訳・音訳奉仕員などのボランティアの養成も行っています。	〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64 電話:029-221-0098 FAX:029-221-0234
茨城県発達障害者支援センター COLORS つくば	発達障害児(者)とその家族のさまざまな相談に応じ、指導や助言を行っています。	〒300-1245 つくば市高崎 802-1 電話:029-875-3485 FAX:029-875-3486
茨城県難病相談支援センター	難病に悩む方々の相談をお受けし、安心した生活を送ることができるように支援を行っています。 ※来所される場合は、必ず事前に電話にて連絡してください。	〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学内 電話:029-840-2838 FAX: 029-840-2836
街角の年金相談センター土浦	全国社会保険労務士会連合会が運営しています。 年金に関する相談窓口（対面相談）です。 ※電話による年金相談は行っていません。	〒300-0037 茨城県土浦市桜町 1-16-12 リーガル土浦ビル 3階 電話:029-825-2300 (予約用)
土浦年金事務所	年金に関する各種相談を行っています。 ※電話による相談（日本年金機構）〈ねんきんダイヤル〉 0570-05-1165 03-6700-1165（050 で始まる電話でおかけになる場合）	〒300-0823 土浦市小松 1-3-33 ハトリビル 1・2階 電話:029-825-1170 FAX:029-822-7081
法テラス 牛久法律事務所	法的問題の相談窓口です。	〒300-1234 牛久市中央 5-20-11 牛久駅前ビル 4F 電話:050-3383-0511
障害者なんでも相談室	障がい者や家族または福祉施設の関係者などが抱えている福祉、保健医療、教育、就労、生活や財産管理、法律などの問題について相談員がお答えします。 相談日時:月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午前12時 午後1時～午後4時30分まで	〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2階 茨城県手をつなぐ育成会内 電話:029-244-9588 FAX:029-244-9588
身体障害者結婚相談所 (茨城県身体障害者福祉協議会内)	身体に障がいがある方の結婚に関する各種相談に応じます。また、「友愛の集い」などの交流の場を設けています。	〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 2階 電話:029-243-7010 FAX:029-243-7018

名 称	内 容	連絡先
茨城県障害者権利擁護センター	障がい者に対する虐待に関する通報や相談を受け付けます。 相談日時：月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時	〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階 茨城県手をつなぐ育成会内 電話：029-353-8663
茨城県障害者差別相談室	障がい者に対する差別に関する相談に応じ、差別解消に向けて関係者間の調整などを行います。	〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階 茨城県手をつなぐ育成会内 電話：029-246-6049 FAX：029-246-6048
成年後見人センター	司法書士が、判断能力が不十分な方の財産管理や福祉サービスの利用に際して契約や財産分割などの法律行為の支援を行うための成年後見制度のサポートをしています。	〒310-0063 水戸市五軒町 1-3-16 茨城司法書士会館内 公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート 茨城支部 電話：029-302-3166
茨城県高次脳機能障害支援センター	脳卒中などの脳血管疾患や事故による頭部外傷の後遺症である高次脳機能障害に関する相談に専任のコーディネーターが応じています。 相談日時：月～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時	〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学敷地内 TEL：029-887-2605 FAX：029-887-2655 ※ご相談は電話にて受け付けています

〇●〇編集・発行〇●〇

利根町役場福祉課 障害福祉係

〒300-1696

茨城県北相馬郡利根町布川 841-1

TEL : 0297-68-2211 (代表)

FAX : 0297-68-6910

令和 8 年 5 月 1 日発行